

児童扶養手当現況届のお知らせ

児童扶養手当現況届について、面談が必要な方には手続きのご案内を送付します。届かない場合や面談日の変更を希望する場合は下記【問合せ先】までご連絡ください。
※手続きが遅れると支給が停止されることがあります。

■面談日・受付時間・会場

月日	時間	会場
8月1日(火)	13時~18時30分	森吉庁舎
8月2日(水)	13時~18時30分	合川庁舎
8月3日(木)	13時~18時	阿仁庁舎
8月4日(金) 7日(月) 8日(火)	9時~18時30分	本庁舎3階

※森吉・合川・阿仁庁舎での面談は午後のみとなります

児童扶養手当や特別児童扶養手当は、一度申請をしないと受けられない手当です。所得制限により手当が支給対象外となる場合でも、申請をすることで、他の支援制度の支給対象になることがあります。

■対象となる方

次のいずれかの状態にある児童を養育しているひとり親または養育者で、本人と扶養義務者の前年所得が一定額未満の方。

- ①父母が離婚
 - ②父または母が死亡
 - ③父または母に一定の障害がある、または1年以上行方不明、DV保護命令を受けている
 - ④母が未婚で出産した場合 など
- その他にも条件がありますのでお気軽にお問い合わせください。

■特別児童扶養手当を受けている方へ

特別児童扶養手当の受給者は所得状況届が必要です。対象者には手続きのご案内を送付します。

■対象となる方

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護する父または母、養育者で、本人と扶養義務者の前年所得が一定額未満の方

☎ 子育て支援課 84-8778

クマに注意してください!

☎ 農林課 62-5517
北秋田警察署 62-1245

北秋田市では、5月以降、米代川の河川周辺や、山と集落間の茂みなどで熊の目撃が増加しています。例年の傾向として、これから農作物の成長に伴い、出没が増えていくことが予測されます。

⚠️ 事故防止のための注意点

- ・山沿いや、河川敷の道路を通行する場合、周囲の様子をよく確認しながら、音を立て（携帯ラジオ・鈴等）バツリ遭遇を避ける行動をお願いします。
- ・蚊取り線香等のおいにより、人間が近くにいることを知らせることも有効です。
- ・なるべく複数人での行動をお願いします。
- ・生ゴミ等、クマを誘引するものを屋外に放置しないようお願いします。
- ・ヤブ等の茂みはクマの出没を促しますので、草刈り等を推奨します。

注意点を参考に対策を行い、ツキノワグマを見かけた際は、市や警察へ連絡をお願いします。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力「社会を明るくする運動」強化月間!!

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くために、法務省の主唱により全国的に実施される運動です。

■ 運動強調月間 7月1日(土)~31(月)

■ この運動が目指すこと

- ① 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ② 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

● 北秋田市の取り組み

市では、北秋田市保護司会を中心に、関係機関や青少年健全育成に関わる団体による推進委員会を組織しています。強調月間にあわせ、保護司が「社会を明るくする運動」や更生保護活動についてPRします。

- ・市民集会 7月19日(水)
場所：市交流センター
- ・花火大会等での広報活動/学校訪問/作文コンテスト作品募集/のぼり旗設置

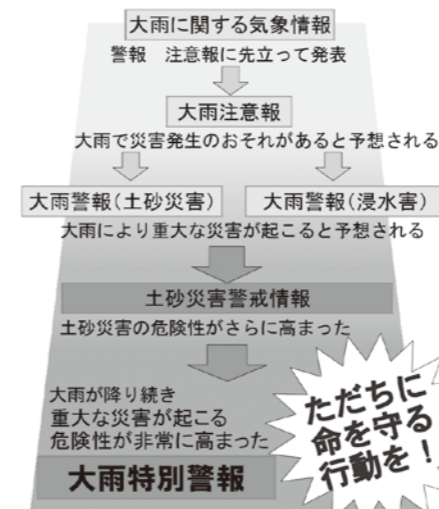
☎ 福祉課地域障がい福祉係 62-6637

防災かわら版

第6回 風水害に備えよう

☎ 総務課危機管理係 62-6602

近年、大きな風水害が日本中で発生しており、いつか、どこかで、誰しもが、被災をしてしまう可能性があります。そのため、気象台では警報と注意報を市町村ごとに発表しています。常に最新の情報をテレビやラジオなどで確認し、危険が高まっている気象・防災情報が発表された時には、自分と家族の大事な命を守るため、早めの避難行動をとってください。



警戒レベル	災害の状況	住民が取るべき行動	発表される防災情報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報(気象庁)
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水等の注意報発表
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等の避難開始	高齢者等避難
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示

◀警戒レベル4まで必ず避難!▶

5	災害発生または切迫	命の危険あり 直ちに身の安全を確保!	緊急安全確保
---	-----------	-----------------------	--------

消 防 災 人

消防団 rescue.12
第12分団長 松橋 章

(管轄区域:大阿仁 団員数:38人(4/1現在))
私たち第12分団は、和気あいあいとした雰囲気、団員同士が様々な活動を通じて絆を深めています。しかし、近年は団員数の減少と高齢化が進み、団員の平均年齢も年々上がっている状況です。地域の皆さまの団活動に関するご理解とご協力に感謝します。



☎ お近くの分団員、消防本部総務課 62-1119

誰かを守る人に

上級救命講習会を開催します!

日時 9月10日(日) 9時~17時

場所 合川公民館

募集対象 中学生以上(参加費無料)

申込 北秋田市消防本部または各分署に直接お越しいただくか、電話またはFAXにて受付します。

※講習を修了し、一定の技術を習得された方には「上級救命講習修了証」が交付されます。

申込締切 9月1日(金) 定員30名

☎ 北秋田市消防署救急係 62-1119